



届け出を忘れていませんか？

生後 91 日以上の子を飼うときには、次の届け出が必要です。飼い主は必ず市に届け出をしてください。犬の登録は、届け出先のほか、狂犬病予防集合同注射の会場でもすることができます。

■届け出が必要なとき

- ①犬を飼いだしたとき…登録申請（1頭につき登録手数料 3,000 円）
- ②犬が死んだとき…死亡届
- ③飼い主の氏名や住所が変わったとき、登録済みの犬を譲り受けたとき…変更届

■届け出先 本庁生活環境課環境係、各総合支所市民環境課

案内はがきをチェック

生後91日以上の子の犬の飼い主は、毎年1回、4月1日から6月30日までの間に、狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。市では、3月下旬に飼い主

の皆さんに案内はがきを送付します。裏面に日程と会場を記載していますので、都合に合わせて接種させてください。当日は、案内はがき裏面の問診票を記入のうえ、会場までお持ちください。はがきが届かない場合は、お問い合わせ

狂犬病は、発症するとほぼ100%で死に至る恐ろしい病気。世界では毎年数万人が亡くなっています。日本で近年の発生は確認されていませんが、最も警戒すべき感染症の1つです。感染防止には犬の予防注射が必要です。忘れずに予防注射を受けさせましょう。

■問い合わせ 本庁生活環境課環境係（内線213）

狂犬病予防集合同注射を実施します

犬も家族の一員。大切な家族を狂犬病から守ろう

してください。

●注射料金（注射済票交付手数料を含む）

- ▽登録済みの犬：3千円
- ▽未登録の犬：6千円（登録手数料3千円を含む）

動物病院でも予防注射を受けられます

狂犬病予防注射は動物病院でも受けることができます。普段通り慣れている動物病院なら、犬が落ち着いている状態で接種でき、副作用が起きても対処しやすいなどのメリットがあります。ワクチンの有無や費用などは動物病院によって異なりますので、直接お問い合わせください。

集合注射の注意

- ・首輪は抜けないようにしっかりと締めましょう
- ・会場には犬を制止できる人が連れてきてください
- ・ふんは飼い主が始末しましょう
- ・犬の体質によって、まれにアレルギー反応が出る場合があります

日程と会場は次のページ

